**平成２１年（フ）第２０９３１号**
東京都足立区保木間３丁目35－５　第二チューケンコーポ301
債務者　大崎　真理
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２０９３４号**
東京都北区豊島５丁目５－７－1222
債務者　鏑木　将宣
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２０９３９号**
東京都荒川区東尾久３丁目15－２
債務者　家城　正人
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０１２号**
東京都杉並区荻窪３丁目７－25－101
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０１４号**
東京都江戸川区東葛西５丁目31－16　第３関敏ハイツ205
債務者　片平　圭一
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０２５号**
東京都渋谷区幡ヶ谷３－22－10　田中方、住民票上の住所東京都杉並区和泉４丁目29－14
債務者　広瀬　　智
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０３２号**
東京都八王子市小比企町469－１　ＮＴＴ１－305
債務者　間口　敦美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０３３号**
東京都渋谷区代々木５丁目15－10－208
債務者　山本　桂子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０３４号**
東京都練馬区桜台３－25－５－102、住民票上の住所愛知県名古屋市中川区宮脇町２丁目88－３
債務者　山森　敬之
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０３５号**
東京都世田谷区用賀２丁目21－１－319
債務者　永野　真理
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０４３号**
東京都北区志茂４丁目28－16
債務者　後藤　松男
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０４７号**
東京都江戸川区南小岩３丁目25－２－101
債務者　相川　次夫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０４８号**
東京都練馬区練馬２丁目22－７－105
債務者　本庄　勝弘
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０５０号**
東京都板橋区板橋３丁目16－３　ヒルトップⅡ－201
債務者　羽鳥　順一
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０７４号**
東京都狛江市岩戸北２丁目８－９　ハイツ81Ｂ－202
債務者　稲坂　　修
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２１０７９号**
東京都目黒区碑文谷５丁目12－20－403
債務者　堀口　徳久
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部